

《討議資料》

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

議員から職員へのハラスメント
の是正のために

討議資料①

政党機関紙勧誘について職員アンケートの結果と分析（2～7頁）

討議資料②

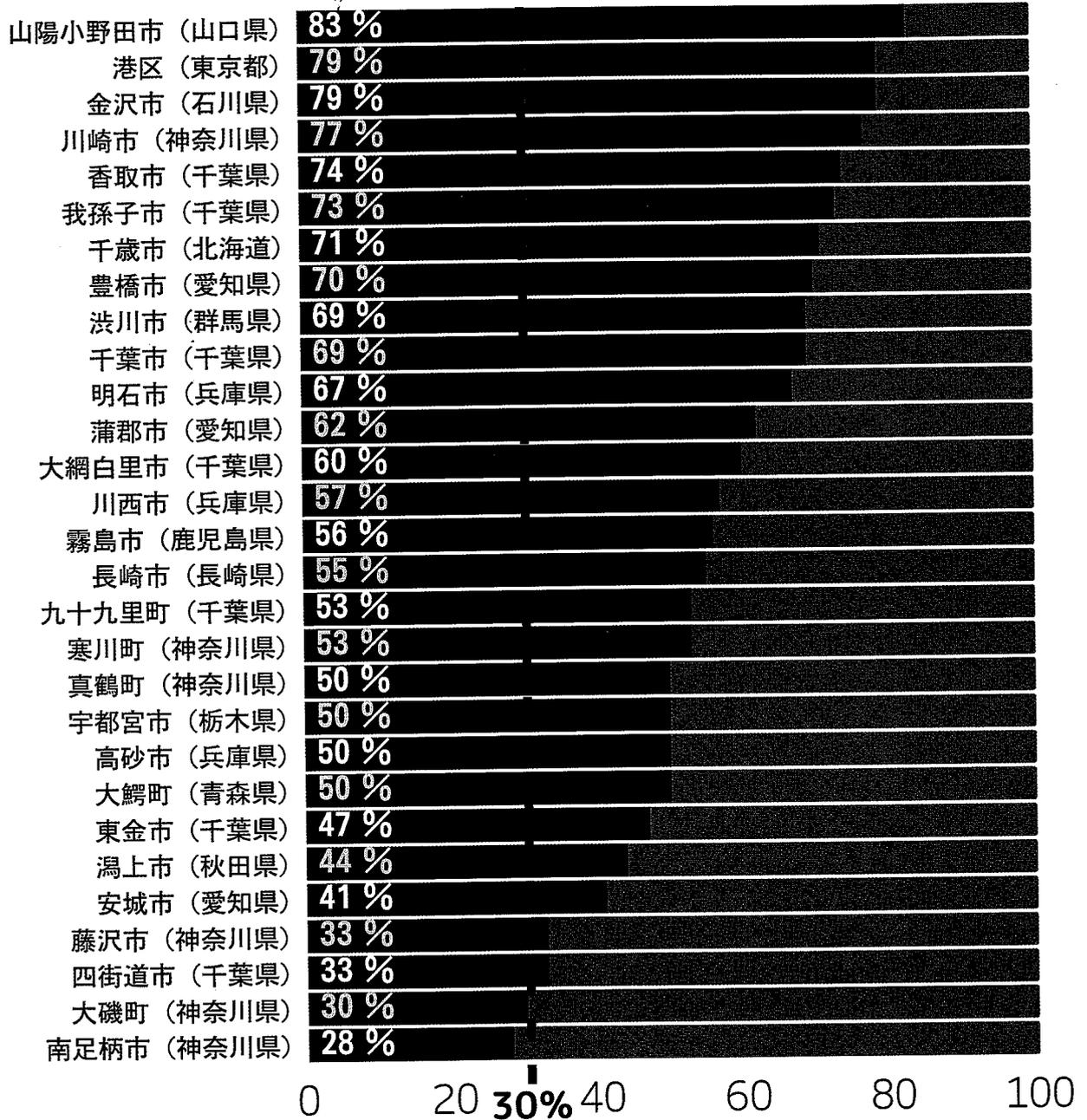
庁舎内の政党機関紙パワハラ勧誘防止へ各自治体対応（8～10頁）

討議資料③

議員から職員へのパワハラ勧誘を懸念する報道及び住民陳情採択（11～12頁）

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートを実施した事例

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合



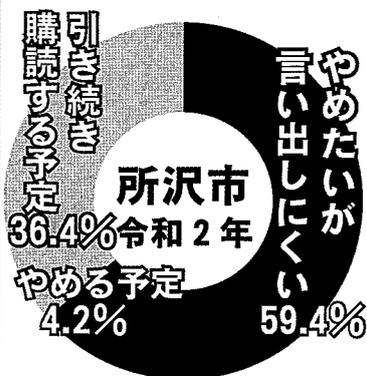
庁舎内ハラスメントへの関心の高まりから、少なくとも30自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。行政は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。



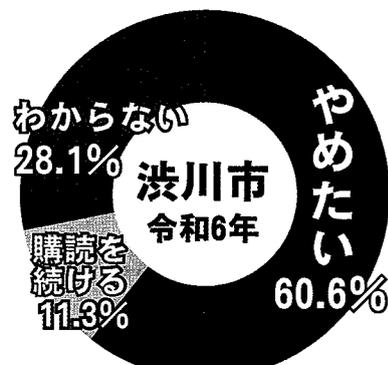
上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載。元データの一部を左記QRコードからご覧いただけます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

職員の過半数が「購読をやめたいが、議員に言えない」



所沢市（埼玉県）の調査で現在購読している職員の過半数の98人が「やめたいが言い出しにくい」と答えた。また「購入はやめたいが議会をちらつかせ、なかなか断れる雰囲気ではない」「個人的に読みたい人は自宅への配達でもよいのでは」との意見があった。渋川市（群馬県）の調査でも「心理的圧力を感じ仕方なく購読しているが、今もやめたいと思っている」との回答が6割以上にのぼった。



購読を今もやめたいか

契約書がなく、契約期間が定められておらず、不本意な購読が続く

質問	回答「いいえ」の人数
契約書があるか	5
契約期間が定められているか	60
その他	3

我孫子市が令和6年に実施したアンケートによると、購読し毎月支払いをしている職員のうち、申し込み書の記入や契約書作成をしていない職員が92%にのぼった。また、契約期間が定められていたと答えた職員は0人だった。心理的圧力をうけて購読したものの、契約期間が定められていないため、多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。

庁舎内で機関紙勧誘するのは特定政党（1政党または2政党）

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった。選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他（自由記述）となっていた。

他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

自治体が通達を出してもパワハラ勧誘が続くケースがある

設問 2018年(平成30年)4月以降(前回の通達発出後)、庁舎内において市議会議員から政党機関紙購読の勧誘を受けた際に、心理的な圧力を感じたことがありますか。

回答 「ある」・「ない(＜勧誘を受けたことがない＞も含む)」

(6) 調査結果

回答数	426	
回答	ある	ない (＜勧誘を受けたことがない＞も含む)
回答数	141	285

＜実態調査(アンケート)結果まとめ＞

回答率：69.4%(回答者426/対象者614)

心理的圧力を感じたことがある割合：33.1%(141/426)

藤沢市議会では2018年に「政党機関紙勧誘の自粛を求める陳情」が採択され、管理職の7～8割が、特定政党の市議に勧誘され、断り切れず購読している状況が明らかになった。市は陳情採択を受け、勧誘・配達・集金における執務室内への出入りを厳しく制限するなど、事態の改善を市議に促した。しかし、その後も特定政党によるパワハラ的勧誘が続いており、過去6年間で心理的圧力を感じた職員が実に141人にのぼった。

他自治体でも同様のケースがあり、陳情が採択され、行政が通達を出したとしても、庁舎内の機関紙勧誘が続く限り、職員へのハラスメントは続くことが多い。行政は、庁舎管理規定で無許可の政党機関紙勧誘を厳しく禁止することが肝要である。また、庁舎内の政治的中立性を維持するうえでも、職員が自ら機関紙の配達・集金を希望する際も「自宅に届けてもらう」という方針を明確に打ち出し、職員側にも徹底する必要がある。

その他、自治体アンケートで共通した傾向

- ① 勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないかと考える管理職もいる。
- ② 勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ 集金は毎月対面で行われる。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ 配達先は大半が職場。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達はほとんどない。

職員アンケート「自由記述欄」に寄せられた主な意見

【栃木県宇都宮市のアンケート（令和6年5月）より】

- ▶退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない。
- ▶「赤旗をとらないと一般質問でやられる」と先輩職員何人かから聞いた。
- ▶ハラスメント相談窓口で相談がなかったことをもってパワハラがなかったと断言できるものではない。
- ▶笑顔で「任意」と言いながらも新聞を取るのが当たり前といった感じの「圧」がすごかった。

【群馬県渋川市のアンケート（令和6年3月）より】

- ▶課長職の人事異動の内示があった時点で勧誘がされ、「他の皆さんも購読している。」と言われ、やむを得ず購読することにしたが、余分な出費と感じていた。
- ▶購読しなかったことで、あたりが強くなった。精神的苦痛、ストレスがある。
- ▶断ると議会対応で所属・部下に迷惑がかかると思い購入した。
- ▶政党の思想信条を色濃く表現する政党機関誌の押しつけは憲法違反。

【鹿児島県霧島市のアンケート（令和5年12月）より】

- ▶購読希望したものでなく、特に興味のある機関紙でもないため、本音はやめたい。
- ▶購読しない人もいるのか尋ね、断れるのか暗に確認したが、スルーされた。
- ▶購入については各自の判断であるが、今までの管理職の慣習的なものだと思っていた。
- ▶今更、購読を止めるのも苦慮している。
- ▶機関紙を購入しないと、何らかの圧力を受けるのではないかと思い、購入している。できれば、市役所でまとめて「購入しないリスト」を政党に提出できないか。
- ▶事務所内での購読の勧誘、新聞の受け取りや購読料の受け渡しは出来ないようにすべきと思われる。
- ▶政党または会派の機関紙を購入するのは、あくまでも個人の判断によるもので個人が直接政党、会派を訪ねるのが本来の姿であり、勧誘行為はよろしくない。

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮

「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起し、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

政党機関紙に関するアンケート調査の実例

●港区（東京都）

「政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケート結果」

No. 1 本区区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。

■ ある 61人 ■ ない 6人

No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。

■ 部長級 0人 ■ 課長級 30人 ■ 係長級 27人 ■ その他 4人

No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。

■ 購読した。44人 ■ 購読したが、現在は購読していない。11人 ■ 購読を断った。6人

No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。

■ 感じた。48人 ■ 感じなかった。13人

No. 5 その他政党機関紙の庁舎内勧誘行為（勧誘、配達、支払い場所等）について、ご意見があれば記入してください。

No.	意見要旨	意見数
1	個人情報や私生活情報の保護の観点から、自由に執務室内に入室し、現金や配達することは是非すべき。	12
2	購読をやめたいと思っているが、言い出さずやめられない。	10
3	購読を断ることや解約することは、心理的な負担が大きい。管理職は理屈の了解という圧力を感じる。	8
4	庁舎内での勧誘や配達、現金は、やめるべき（禁止すべき）である。	7
5	区として一旦、統一して契約解除を申し入れ、その上で、購読希望者は個別に申し込むようにしてほしい。	6
6	今後の現金が党への影響や関係性の悪化を懸念し、購読を断れなかった。	6

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する職員アンケートの結果結果について

1 経緯
令和6年第1回港区議会定例会において、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願（請願6第2号。以下「本件請願」といいます。）が提出されました。本件請願の趣旨は、職員が庁舎内において政党機関紙の購読を断ることは、心理的な負担を感じることがあるかどうか、職員に寄り添った調査を実施し、仮に心理的な圧力を受けたことがある職員がいた場合は、適切な対応を求めるものです。

2 職員アンケートの結果
(1) 目的
本件請願が採択されたことを踏まえ、公署の中立性、公正性等の観点から、政党機関紙の庁舎内における勧誘行為について現状を把握するため、

●千葉市（千葉県）

政党機関紙の購読勧誘に関するアンケート調査結果

1 調査期間 令和2年10月13日(火)～10月27日(火)

2 調査対象者及び対象人数 管理職885人(令和2年10月1日時点)

3 アンケート項目 問1 これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか

問2 購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

4 アンケート実施方法 任意回答、無記名で電子申請システムにより実施

5 回答者数 745人(回答率84.2%)

問1	これまで、本市の市議会議員から庁舎内(対面・電話含む)において、政党機関紙の購読勧誘を受けたことがあるか	
	ある	ない
	546人 73.3%	199人 26.7%

購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか
※ 問1で「ある」と答えた者のみ回答

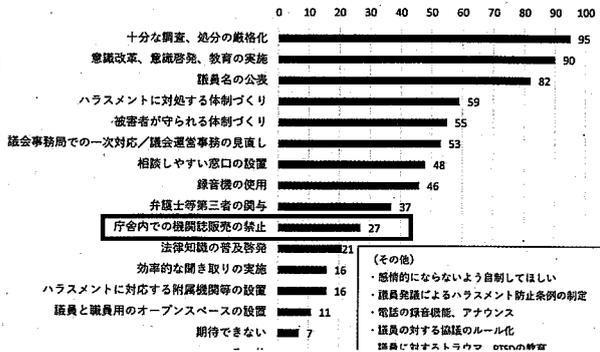
問2	購読勧誘を受けた際、心理的な圧力を感じたか	
	感じた	感じない
	377人 69.0%	159人 29.1%
		10人 1.8%

ハラスメント防止条例制定にむけたアンケート調査事例

職員から「政党機関紙の強要はパワハラ」との指摘相次ぐ

兵庫県朝来市

14 ハラスメント防止のために望むことはなんですか？



兵庫県朝来市が実施した職員アンケートでは、「ハラスメント防止のために望むことはなんですか？」との質問に、27名が「庁舎内での機関誌販売の禁止を望む」と回答した。

アンケート実施後、「朝来市議会議員のハラスメントの防止及び根絶に関する条例」を制定。議員から職員へのハラスメント防止のための研修を行うなど、健全な職場づくりへの努力を続けている。

千葉県柏市

ハラスメントアンケートを大規模に実施

市議からのパワハラ被害の上位4番目に「機関紙の勧誘/購読の強要」があげられる

千葉県の柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。議員が他議員のハラスメント行為を見聞きした際に議長への報告が責務となる。条例案は全会派でつくる検討会がまとめ、議員提案として出された。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施した。その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがあった。

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての以下の見解を本会に寄せてくださった。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります。政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

(中略) この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美



調査結果の概要

【目的】 ハラスメント防止条例制定のための検討にあたり、ハラスメント
 【実施期間】 令和5年4月17日～令和5年4月21日
 【対象者】 LINKIDを保有する職員並びに議員
 【方法】 匿名による庁内アンケート並びにLINKID NETWORKSアンケート
 【回答者数】 職員：1,827人 議員：24人

問1 あなたは柏市議会議員からハラスメントを受けたことがありますか？
 ある - 157 /1,827

問2 あなたは柏市議会議員または柏市職員が、柏市議会議員から
 ある - 316 /1,827

問3/問4 どのようなハラスメント行為がありましたか。

【パワハラ】 ささいなミスで大声で叱責、必要以上に長時間の叱責、意に沿わない対応に苛め(精神的な攻撃)	169
【セクハラ】 彼氏又は彼女がいるのかと聞かれる、早く結婚しろと言われる等により苦痛を感じる等(発言)	154
【セクハラ】 プライベートの話を職場等で大きな声で話されることにより、苦痛を感じる(発言)	105
【セクハラ】 プライベートの話を執拗に聞かれることにより、苦痛を感じる(強要)	100
【セクハラ】 性的な言葉を言われる、周囲で性的なことを話している(発言)	73
【パワハラ】 威圧的・高圧的な発言/罵詈雑言	16
【パワハラ】 人格を否定する発言/個人を攻撃する発言	12
【パワハラ】 機関紙の勧誘/購読の強要	7
【パワハラ】 理不尽な要求	7
【パワハラ】 子供の有無に関する発言	7
【パワハラ】 セクハラ以外のプライベートの話を聞かれる/される	7
【パワハラ】 挨拶しても無視される等(人間関係からの切り離し)	6
【パワハラ】 対応を促す趣旨の発言	6
【セクハラ】 身体に触られる(身体の接触)	5
【パワハラ】 物を投げつけられる、殴られる、胸をさすられる等(身体的な攻撃)	5

パワハラ防止法による措置義務

パワハラ防止法では地方自治体に対して、「各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置については、団体の規模や職場の状況の如何を問わず、必ず講じなければならないものです」と定めています。措置義務として「事実関係を迅速かつ正確に確認すること」「事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと」「再発防止に向けた措置を講じること」とされており、市区町村の約90%が「措置済み」と回答しています。

近年、政党機関紙の勧誘に関する実態調査が増加している背景として地方公共団体の措置義務が根拠の一つとなっているものと考えられます。

別添2

パワーハラスメント対策の取組状況調査結果【概要】

【調査対象】 都道府県、指定都市、市区町村（首長部門）

【調査時点】 令和3年6月1日現在

1. 措置の実施状況	都道府県47		指定都市20		市区町村1721	
	措置済み	未措置	措置済み	未措置	措置済み	未措置
(1) パワーハラスメントの内容と、パワーハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	89.6% (1,542)	10.4% (179)
(2) パワーハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	81.2% (1,397)	18.8% (324)
(3) 相談窓口をあらかじめ定めている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	94.1% (1,620)	5.9% (101)
(4) 相談窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、パワーハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、パワーハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.3% (1,605)	6.7% (116)
(5) 事実関係を迅速かつ正確に確認している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.6% (1,645)	4.4% (76)
(6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.5% (1,644)	4.5% (77)
(7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	95.2% (1,639)	4.8% (82)
(8) 再発防止に向けた措置を講じている。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	93.7% (1,613)	6.3% (108)
(9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	90.0% (1,549)	10.0% (172)
(10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している。	100% (47)	0% (0)	100% (20)	0% (0)	88.7% (1,526)	11.3% (195)

(図表) 総務省・地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況について

https://www.soumu.go.jp/main_content/000791214.pdf

<関連法案、厚生労働省指針>

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）

事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）

【自治体事例】横浜市と熊本市の行政対応

横浜市(神奈川県)

【陳情項目①について】

横浜市庁舎では、横浜市庁舎管理規則に基づき、政党機関紙の勧誘及び販売行為など、政治的な活動に関する行為及び営業行為を許可していません。

また、個人情報を含む情報管理の徹底等のため、執務室内は職員以外の立入りができないセキュリティとなっています。

【陳情項目②について】

地方公務員法が定める職員の政治的中立性について、誤解を招く行動を取ることがないように、引き続き周知していきます。

政党機関紙の営業・勧誘行為は
庁舎管理規則の禁止事項と明示

熊本市(熊本県)

各庁舎内における政党機関紙の取扱いについて

新年度から職員と議員の透明で適切な関係の構築に向けて、「議員等からの要望等に係る組織的対応に関する基本方針」及び「同マニュアル」を定め、運用を開始します。

基本方針の策定に当たっては、実施したアンケートの中で、職員から「議員から政党機関紙（赤旗）の購読を求められ、断ると議会等での対応に不安を感じる。」「議員による政党機関紙（赤旗）の購読勧誘を行わないよう取り組んでほしい。」、等の意見がありました。

については、公務員の職務の中立性を確保するため、政党機関紙の販売、勧誘、配付、集金等の行為について、下記のとおり取扱うこととしましたので、職員への周知をお願いいたします。

記

- 1 庁舎内で当該行為を行う場合は、庁舎管理規則に基づき庁舎管理者の許可を得ることとする。
- 2 許可を得た場合であっても執務室以外でのみ行うこととする。
- 3 議員による当該行為は許可しないこととする。

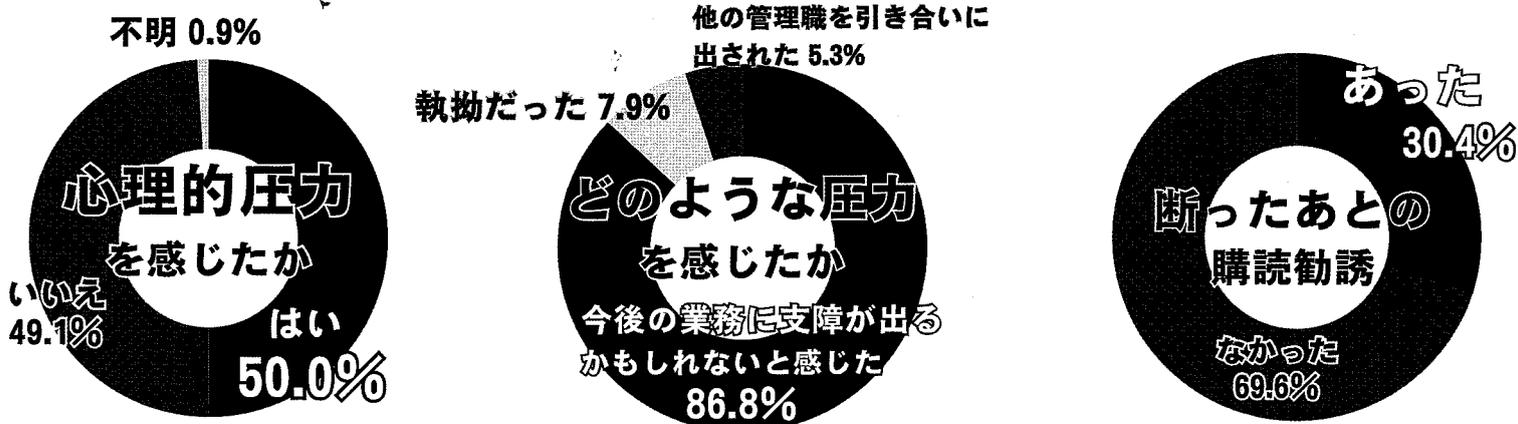
庁舎内での政党機関紙の勧誘・申請・配布・集金は、
庁舎管理規則により、許可申請が必須と確認。
また、議員による勧誘の申請は、
議員からの勧誘活動は、職員による勧誘の
えが複数あることから、議員による勧誘の
請は許可しないことを確認。

【自治体事例】宇都宮市調査結果と市議会対応

調査結果

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合等

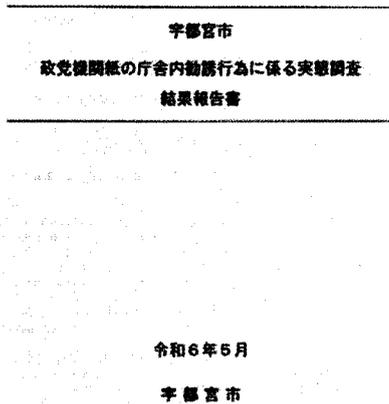
図表は調査結果に基づき本会で作成



対象：管理職 228名 回答 175名（回答率 76.8%） 期間：令和6年4月30日～5月7日
結果：市議会議員等から勧誘を受けたと93人（5割強）が回答。勧誘された時期は、半数以上が管理職昇進時だった。勧誘を受けた際、5割（55人）が心理的圧力を感じた。圧力の内容は、（購読を断ったら）「今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」が9割弱だった。自由回答欄には「退職の時までこのまま意思に反して購読しなければならないと考えるとやるせない」等のコメントが並んだ。

宇都宮市議会の対応「勧誘禁止を確認」

ハラスメント防止、コンプライアンス意識徹底を



調査結果を受け、馬上剛議長が議員団を代表し、声明を発表（六月二十八日）

【実態調査報告書を受けた議長声明の要旨】（市議会ウェブより）

- 庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為の禁止を徹底する
- 議員一人ひとりが、ハラスメント防止やコンプライアンスに対する意識をより一層深め、市民福祉の向上と地域社会の発展のため、市職員と議員の緊密な連携協力のもと、宇都宮市議会の適切な運営に努める

宇都宮市が行った「政党機関紙勧誘の実態調査」の結果報告書 QRコードより閲覧可

日本共産党議員による職員の皆様への謝罪



倫理委員会の設置と審査結果について
5年11月4日開議の各会派代表者会議において、政党機関紙の勧誘を目的とした幹部職員への訪問は自粛する旨の報告がなされてい...
【謝罪文概要】政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます。宇都宮市庁舎管理規程のルールに従い、趣意を尊重し正座に付して、議員としての慎重さに欠けていた点について反省し、今後さらなる議員倫理を自覚し、議会の品位を汚すことのないよう努めていく。

政党機関紙の勧誘行為によって、心理的不安を感じられた職員の皆様にはこころよりお詫び申し上げます

日本共産党福田久美子議員は、調査結果を受けて市議会に謝罪すると共に市民への説明責任として市議会報告文を掲載した。（令和六年十月発行）

2024年(令和6年)5月21日(火曜日) 奇聞

馬群

浜川市議職員への営業禁止

パワハラ対策で市会 県内12市で初

浜川市議会は20日、議が行われているようだと、議員の立場を利用した市職員への営業行為をすべて禁止すると発表した。金銭の支払いを伴う勧誘が該当する。パワハラ防止対策の一環で、市議会事務局によると、県内12市では初の取り組み。

昨年12月の定例会一般質問で一部議員が「市役所内で政党機関紙の勧誘や配布」を指摘したと答えた77人のうち、91人の18%が「勧誘を受けた」と答え、議会対応業務がある課長級以上では、議で対策を講じた。今月11日の議会運営委員会では、市議会は各派代表者会

命保険への加入や健康食品の宅配契約、太陽光発電のパネル設置などを含め、議員が市職員に対して行うすべての勧誘を禁止することを申し合わせた。法が一切ないよう、法的拘束力はないが、違反すると記した。

命保険への加入や健康食品の宅配契約、太陽光発電の宅配契約、太陽光発電のパネル設置などを含め、議員が市職員に対して行うすべての勧誘を禁止することを申し合わせた。法が一切ないよう、法的拘束力はないが、違反すると記した。

千葉

受けた6割「圧力感じた」

大網白里市議会側に対応検討依頼

政党機関紙勧誘

大網白里市の市議会議員の立場を利用して、市議会職員に政党機関紙の勧誘や配布が行われていると、市議会側に対応を検討するよう依頼された。市議会側は「議員の自由意思を尊重する」とする文書を提出した。

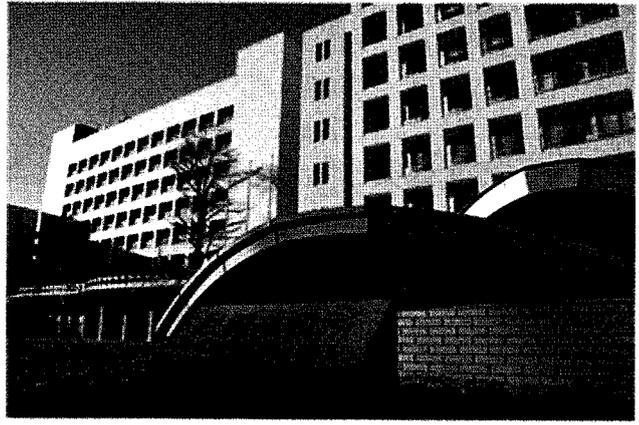
大網白里市議会議員の立場を利用して、市議会職員に政党機関紙の勧誘や配布が行われていると、市議会側に対応を検討するよう依頼された。市議会側は「議員の自由意思を尊重する」とする文書を提出した。

読売新聞 令和6年5月21日

浜川市議会、議員の立場を利用した市職員への営業行為をすべて禁止すると発表した。金銭の支払いを伴う勧誘が該当する。政党機関紙の勧誘・配布が行われているようだと、の指摘を受け、アンケートを実施した。

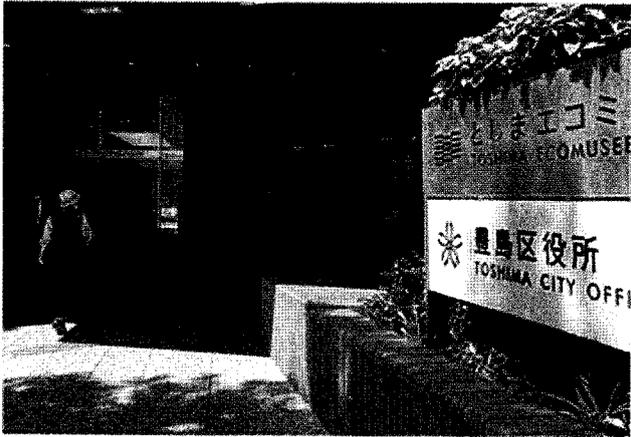
産経新聞 令和6年12月15日

産経新聞は政党機関紙パワハラ勧誘問題を継続的に報道し、SNS等で注目されている。



政党機関紙の購読勧誘、7割が「断りづらい心理的圧力」豊橋市管理職調査：中日新聞Web

豊橋市は管理職を対象に政党機関紙の購読状況を調査し、回答した343人の中で勧誘をきっかけに購読している「購読していた」が78人に上...



豊島区議が区役所幹部に「政党機関紙売り込み 断り切れない構図はパーティー一券事件と重なる」東京新聞デジタル

取材ファイル 東京都豊島区の自民党区議が政治資金パーティーへの参加を区幹部らに依頼した事件の取材を進める中で、複数の区幹部から「...

地方議員による政党機関紙購読勧誘への主な対応	
宮城県	県議による口利き事件をきっかけに購読勧誘問題が浮上。県議会で「行為規範」作りが進んでいる
千葉市	過去に勧誘を受けた管理職の約7割が「心理的圧力を感じた」とアンケートに回答。市長が議長に配慮を求め、議長が「職員の自由意思を尊重する」とする文書を提出
金沢市	2019年に課長補佐以上にアンケートを実施し、約8割が「心理的圧力を感じた」と回答。16~20年、配慮を求める市長名の文書を毎年、議長に提出
香川県	県として全職員に確認しておらず、共同通信のアンケートに答えられない
福岡市	職員からの相談や意見を複数確認
熊本市	17年のアンケートで職員12人が「勧誘をやめるよう組織として対応してほしい」などと要望。18年、庁舎内での議員による勧誘を許可しない通知

*共同通信のアンケート、取材による

共同通信 令和4年12月5日

地方議員が自治体の職員に政党機関紙の購読を半ば強要する行為が全国で問題になってきていると報道。「断れる雰囲気ではない」「みんな心の中ではやめたい」と思っているはずだ。職員の声を掲載。主要自治体にアンケート実施。

庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・自粛等を求めた陳情を採択した議会（75自治体）

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千歳市 ■ 釧路市 	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千葉市 ■ 習志野市 ■ 大網白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 ■ 銚子市 ■ 神崎町 ■ 九十九里町 	長野県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 岡谷市 	
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町 		東京都	<ul style="list-style-type: none"> ■ 港区 ■ 目黒区 ■ 狛江市 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市 	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中津川市
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 滝沢市 				愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 安城市 ■ 津島市 ■ 蒲郡市 ■ 幸田町
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北秋田市 ■ 湯沢市 ■ 潟上市 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村 	神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 逗子市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 真鶴町 ■ 松田町 ■ 寒川町 ■ 清川村 	兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市 	
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山形市 ■ 寒河江市 			熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 荒尾市 	
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村 			鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市 	
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町 	<p>陳情採択された75議会のうち、近年2年間で採択されたのが69議会にのびます。令和2年に改正労働施策総合推進法が施行され、地方公務員がパワハラ保護の対象となったことを受け、ハラスメント防止の観点から、庁舎内での勧誘ルールの再確認や実態調査が進んでいるものと考えられます。</p>				
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沼田市 ■ 甘楽町 					
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町 					

ハラスメント防止条例制定相次ぐ（現在85自治体）

自治体職員
議員から守る
ハラスメント

読売新聞
令和6年3月24日

12

地方議員による自治体職員へのハラスメントを根絶しようと防止条例を定める自治体が増えている。ともに自治体の運営に欠かせないパートナーだが、議会は質疑や議決を通して議決を通じて行政を監視する立場であり、事実上の「上下関係」が生じていることが背景にある。（新聞記事より）

議員と職員は本来的には対等の関係であるのは当然のこと。しかしながら、ハラスメント行為があれば、それが歪な関係に転じます。議員の自覚の有無に関わらず「圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘の実態」があれば議会・行政の双方の厳格な対策が求められます。真摯なる善処をお願い致します。